

公益財団法人日本セーリング連盟

レース運営規則

第1章 主催・共同主催・後援・協力・協賛及び公認の各定義と

レースの開催についての基本的考え方

第1条 定義

- 「主催」とは、セーリング競技規則にもとづいて開催されるセーリング競技を、当該団体が責任をもって開催する事であり、競技に関する企画、協賛（スポンサー）との契約、大会の安全確保と円滑な運営、競技参加者の制限を含む参加者の募集、財務、収支についても責任を持たねばならない。
2. 「共同主催」とは、上記「主催」に関わるセーリング競技を複数の団体に開催する場合をいう。
3. 「後援」とは、「加盟団体及び特別加盟団体」が主催するセーリング競技会について公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という）が（例えば、日本財団の補助金事業などで）後ろ盾を行う場合や、競技会開催地の都道府県セーリング連盟が人的物的援助を行う場合、また公共団体及び報道機関など有形無形の援助を行う場合などに使われる。
4. 「協力」とは、セーリング競技会の開催地の公共公益団体等（例えば、漁業協同組合等）が、主催者に対して、競技会の円滑な運営等に協力を約した場合に使われる。
5. 「協賛」とは、金銭や物品の提供や人的・物的サービス等を提供するスポンサーのことであり契約により、主催団体が単独もしくは複数の企業や団体、個人と契約した場合に使われる。
6. 「公認」とは、「加盟団体及び特別加盟団体」が連盟運営規則に基づく全日本選手権大会を「主催」もしくは「共同主催」する事を連盟が承認した場合のセーリング競技、または国際性のある大会や全日本選手権大会に匹敵する大会として、連盟が「公認」に値すると認め、承認した場合のセーリング競技を云う。

第2条 使用にあたっての注意

- 「主催」と「共同主催」は同時には使われない、又「共催」は紛らわしく、「主催」と同時に使われると責任の所在が明確でなくなるため、使わない。
2. 「加盟団体及び特別加盟団体」は出来る限り「主催」をその組織内で行うよう努力しなければならない。非加盟団体や地方自治体などと「共同主催」を行うことがやむを得ない事情があり、むしろセーリング競技の普及上利点があると考えられる場合においては、共同主催に関わる契約書等を締結することが推奨される。さら

- に、大会開催後、大会開催報告書を連盟事務局に提出しなければならない。
3. 原則として、ここに定義される「主催」「共同主催」「後援」「協力」「協賛」「公認」以外の用語を使わない。但し、主催（共同主催含む）団体以外の組織が大会運営あるいはレース運営を担い、そのことを明確にしたい場合は「大会運営」「レース運営」と明記して使用しても差し支えない。
 4. 実態のない「名義のみ」の「主催」や「共同主催」を廃止し、実際に運営の責任を持つ団体が「主催」「共同主催」をする。

第3条「後援」について

- 「加盟団体・特別加盟団体」が主催するセーリング競技会で連盟が後ろ盾を行う大会の「後援」申請については、事前に総務委員会において連盟が「後援」することが適切な大会であるかを審議決定し、レースマネジメント委員会で「共同主催」、「公認」に準じて審査を行ったあと、理事会で審議決定する。
2. 第2章、第7条の条件を満たしていない「会員増強の趣旨で連盟が特に認めたセーリング競技会」の「後援」申請については、事前に総務委員会において連盟が「後援」することが適切な大会であるかを審議決定し、レースマネジメント委員会で「共同主催」、「公認」に準じて審査を行ったあと、理事会で審議決定する。
 3. 本項に該当する大会については、原則として3年以上継続的に開催していることを条件として総務委員会に申請し、理事会で審議決定した大会に限定する。
 4. セーリング競技会以外のイベントについては、総務委員会において、連盟として「後援」がふさわしいかどうか審査を行い、後援にふさわしいと認められる場合は理事会で審議決定する。

第4条 国内で開催される国際大会の連盟による「共同主催」、「後援」について

- 「共同主催」
文部科学省、JOC等からの補助金等の関係で、当該国際協会と連盟の共同主催が必要なもの
2. 「後援」
当該国際協会と「加盟団体・特別加盟団体」が共同主催する大会で、JSAFが後ろ盾を行う場合
 3. 「公認」
国際大会への「公認」は連盟としては行わない。

第2章 ディンギー系全日本選手権大会

第5条 (主催・共同主催・公認)

連盟は、単独では大会を主催しない。

2. 連盟が「共同主催」する全日本レベルの大会とは以下の大会をいう。

- (1) JSAFユースセーリングチャンピオンシップ
- (2) 国民スポーツ大会セーリング競技
- (3) 国民スポーツ大会セーリング競技リハーサル大会
- (4) JSAFが特別に認めた競技会

国際大会派遣選考レース（連盟の代表としてクラスの代表派遣となるレースを除く）以上の大会については、大会開催以前にレース公示等を連盟理事会に報告しなければならない。

3. 全日本選手権大会とは、当該主催団体（競技規則89.1に該当する主催団体）の申請により、連盟が下記第7条の条件に基づき「公認」レースとして承認した大会のことをいい、当該主催団体が「主催」することを原則とする。但し、当該主催団体が連盟との「共同主催」を申請し、連盟理事会が承認した場合は「共同主催」レースとすることができる。

4. 連盟に「公認」願いを申請しようとする主催団体が競技規則89.1の主催団体に該当しない場合は、関係する加盟団体もしくは特別加盟団体との「共同主催」レースとし「共同主催」となる当該加盟団体もしくは特別加盟団体が公認レース等として連盟理事会の承認を得なければならない。

第6条 (実施上の留意点)

全日本選手権大会に関し留意すべき事項は次のとおりとする。大会の主催は連盟、連盟加盟団体、特別加盟団体及びそれらと共同主催する非加盟団体がこれを行う。大会は原則として毎年定期的かつ継続的に行う。

2. 別の連盟加盟団体及び特別加盟団体、もしくはその下部組織等と協同で大会運営を行う場合は、「共同主催」レースとすることを推奨する。さらに「共同主催」にあたっては、責任の所在を明確にするため、大会運営に関する分担や責任について事前に話し合い「共同主催」契約書等を作成することを推奨する。

第7条（全日本選手権大会開催の条件）

全日本選手権大会開催の条件は次のとおりとする。

- 第1条の大会「公認」願い、もしくは大会「共同主催」願いは、大会開催日の3ヶ月前までに申請書にレース公示を添えて連盟に提出すること。
2. 原則として、5艇もしくは5チーム以上の参加があること。
3. セーリング競技規則の定義「規則」に基づき大会が運営されていること。
4. レース回数は、5レース以上を予定すること。
5. 全日本選手権大会は連盟ナショナル・レースオフィサー1名以上をレースオフィサー又は主要ポジションに配置すること。
6. 抗議・救済等の処置は、連盟公認ジャッジで構成するジュリー又はプロテスト委員会によって行うこと。原則として3名以上のA級ジャッジを置かなければならない。但し、事情により内1名をB級ジャッジ2名に替えることが出来る。
7. アンパイア制マッチレースについては、1レースにつき原則として公認アンパイア2名以上で構成するアンパイアチームによって行うこと。アンパイア制チームレースについては、1レースにつき原則として公認アンパイア2名以上（3チームの対戦）で構成するアンパイアチームによって行うこと。
8. 大会に参加する競技者は、予選の時点で連盟に登録されているメンバーでなければならない。
9. 大会装備検査は公式計測員並びに、関係クラス協会の協力を得て、主催団体の責任において実施する。また、全日本選手権の大会装備検査としてのレベルを維持するために、公式計測員と協議し計測項目等を決定する。なお、大会装備検査において主催団体は、当該クラスの公式計測員を1名以上任命すること。
10. 終了後、連盟に対して所定の報告書を1か月以内に提出すること。

第8条（全日本選手権大会の取消し）

連盟が公認レースとして承認した後、前7条の条件を充たすことができなくなった場合は、当該大会について全日本選手権大会の名称を取消す。

第9条（連盟の支援）

連盟の支援は次のとおりとする。

- 連盟の予算の範囲内で補助金を交付する場合もある。その場合の交付額は、連盟理事会において別にこれを定める。
2. 連盟会長名による表彰状の授与。
3. J-セーリング誌上、あるいは連盟ホームページでレース公示及び成績等の報告を掲載する。
4. 連盟は、主催団体よりの要請がある場合には、レースオフィサー、ジャッジ、アンパイア、計測委員ならびに役員を派遣する。但し、派遣に関わる費用は主催団体の負担とする。

第10条（補足的事項）

その年度において大会開催を予定する主催団体は、大会の実施場所及び日程について前年度の1月末までに連盟に届け出ること。

2. 大会に関する報告は、次の通りとし大会終了後1ヶ月以内にこれを行うものとする。
 - （1）実施報告書
 - （2）プログラム・成績表
 - （3）レース所感
 - （4）決算報告書
 - （5）補助金支払申請書（補助金交付がある場合のみ）
3. 主催団体となる加盟団体及び特別加盟団体は連盟本部が契約する「総合賠償責任保険（指導者保険を含む）」に、レースの運営者及び競技参加者等は「傷害保険」に加入することを強く推奨する。

第3章 外洋艇全日本レベルのレース

第11条 (主催・共同主催・公認)

全日本レベルのレース（以下、外洋艇全日本選手権大会等）は、当該主催加盟団体の申請により、連盟が下記第13条の条件に基づき「共同主催」レースとして承認するか、「公認」レースとして承認する。

第12条 (実施上の留意点)

外洋艇全日本選手権等に関し、留意すべき事項は次のとおりとする。

- 大会を主催する団体は、連盟、連盟加盟団体、特別加盟団体及びそれらと共同主催する非加盟団体が、これを行う。
- 大会は、原則として定期的かつ継続的に行う。
- 共同主催を行う主催団体は、その共同責任において大会を実施するものとし、その実施にあたっては大会運営に関する分担と責任について事前に話し合い、「共同主催」契約書を作成することを推奨する。

第13条 (外洋艇全日本選手権大会等開催の条件)

全日本選手権大会等開催の条件は、次のとおりとする。

- 第11条の大会「公認」願い、もしくは大会「共同主催」願いは、大会開催日の3ヶ月前までに、申請書を連盟に提出すること。
- 参加艇は、連盟に登録された艇であること。海外からの参加艇については、その国のナショナルオーソリティーへの登録があれば、この限りにない。
- 参加者は、全員が連盟の会員であること。但し、海外からの参加者は、その国のナショナルオーソリティーに加盟していれば、この限りにない。
- 「セーリング競技規則（RRS）」、外洋特別規定、および連盟が公認するレーティングとハンディキャップ・ルールに基づき、大会が運営されていること。
- レース公示案は、開催日3ヶ月前までに連盟に提出して承認を得ること。
- 大会運営に当たる主要役員は、連盟のメンバーであることが求められる。
- 連盟公認のナショナル・レースオフィサーを1名以上、大会組織のメンバーに加えること。
- 抗議・救済等の処置は、連盟公認のジャッジで構成するプロテスト委員会によって行うこと。原則として3名以上のA級ジャッジを置かなければならない。但し、事情により内1名をB級ジャッジ2名に変えることができる。
- 主催団体は、運営要員を対象にした生命、傷害保険に加入することが求められる。また、レース公示では、参加艇に対しショット保険「賠償責任保険、搭乗者傷害保険、捜索救助費用保険」への加入を義務付けなければならない。
- 主催団体は、レースに対応した危機管理マニュアル等を作成すること。

1 1. 大会終了後、連盟に対して所定の報告書を提出すること。

1 2. レースの映像と文章

レースにおける映像と文章は、連盟と主催団体が権利を有する。但し、報道を目的として使用されることに関しては、これを除外する。また、レースの参加艇や参加者は、メディアを通じて報道・放映されることに同意するものとする。

第14条 (外洋艇全日本選手権大会等のレースとして認定された大会)

連盟は、以下の大会を本規則に基づく大会として認定している。

外洋艇全日本選手権 (ジャパンカップ)

2. 外洋艇オリンピック種目全日本大会もしくは World Sailing オリンピック種目を
目指している種目外洋各クラスの全日本選手権
3. パールレース
4. 外洋各クラスの全日本選手権
5. 沖縄レース
6. 150マイルを超えるロング・ディスタンス・レース
7. 上記大会以外で主催団体より申請があり、連盟が特別に認めた競技会

第15条 全日本選手権大会の取消し

連盟が公認レースとして承認した後、前第13条の条件を充たすことができなくなった場合は、当該大会について全日本選手権大会の名称を取消す。

第16条 連盟の支援

連盟の支援は、次のとおりとする。

連盟の予算の範囲内で補助金を交付する場合もある。その場合の交付額は、連盟理事会において別にこれを定める。

2. 連盟会長名による表彰状の授与。
3. 「J-セーリング」誌上あるいは連盟ホームページで、レース公示および成績等の報告を掲載する。
4. 連盟は、主催団体よりの要請がある場合には、レースオフィサー、ジャッジ、計測委員ならびに役員を派遣する。但し、派遣に関わる費用は主催団体の負担とする。

第17条 補足的事項

その年度において大会開催を予定する主催団体は、大会の実施場所および日程については、前年度の1月末までに連盟に届け出ること。

2. 大会に関する報告は次の通りとし、大会終了後1ヶ月以内に、これを行うものとする。

- (1) 実施報告書
- (2) プログラム・成績表
- (3) レース所感
- (4) 決算報告書
- (5) 補助金支払申請書（補助金交付がある場合のみ）

3. 主催団体は、競技参加艇に対して大会レース運営に関するアンケート調査を実施し、その調査書を連盟レースマネージメント委員会に提出するものとする。

以上

<附則>

1. 連盟理事会の承認があった日（平成14年 8月 3日）から施行する。
2. 連盟理事会の承認があった日（平成19年 1月27日）から施行する。
3. 連盟理事会の承認があった日（平成20年 1月26日）から施行する。
4. 連盟理事会の承認があった日（平成23年 2月19日）から施行する。
5. 連盟理事会の承認があった日（平成24年12月 8日）から施行する。
6. 連盟理事会の承認があった日（平成28年 5月28日）から施行する。
7. 連盟理事会の承認があった日（2025年6月14日）から施行する。
8. 連盟理事会の承認があった日（2026年2月21日）から施行する。

<関連文章>

公益財団法人日本セーリング連盟規程 [リンク](#)

ナショナル・ジャッジ、ナショナル・アンパイア規程 [リンク](#)

ナショナル・ジャッジ、ナショナル・アンパイア規程施行細則 [リンク](#)

公式計測員規程 [リンク](#)

レースオフィサー規程 [リンク](#)